

令和6年12月5日招集

令和6年第8回琴浦町議会定例会

琴 浦 町

# 町長提出議案

議案第 121 号	琴浦町営住宅管理条例及び琴浦町松ヶ丘集会所条例の一部改正について・・・	121
議案第 122 号	琴浦町立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の廃止について……………	122
議案第 123 号	令和 6 年度琴浦町一般会計補正予算（第 7 号）……………	別冊
議案第 124 号	令和 6 年度琴浦町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）……………	別冊
議案第 125 号	令和 6 年度琴浦町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）……………	別冊
議案第 126 号	令和 6 年度琴浦町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）……………	別冊
議案第 127 号	令和 6 年度琴浦町水道事業会計補正予算(第 3 号)……………	別冊
議案第 128 号	令和 6 年度琴浦町下水道事業会計補正予算(第 3 号)……………	別冊
議案第 129 号	建設工事請負契約の締結について〔生涯学習センター地下駐車場消火設備改修工事〕……………	129
議案第 130 号	財産の無償譲渡について……………	130
議案第 131 号	鳥取県町村総合事務組合規約の変更について……………	131

議案第 1 2 1 号

琴浦町営住宅管理条例及び琴浦町松ヶ丘集会所条例の一部改正について

別紙のとおり、琴浦町営住宅管理条例及び琴浦町松ヶ丘集会所条例の一部を改正することについて、地方自治法(昭和 2 2 年法律第 6 7 号)第 9 6 条第 1 項の規定により、本議会の議決を求める。

令和 6 年 1 2 月 5 日 提 出

琴 浦 町 長 福 本 ま り 子

令和 6 年 月 日

琴浦町議会議長 大 平 高 志

令和6年琴浦町条例第 号

琴浦町営住宅管理条例及び琴浦町松ヶ丘集会所条例の一部を改正する条例

(琴浦町営住宅管理条例の一部改正)

第1条 琴浦町営住宅管理条例(平成16年琴浦町条例第181号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、太枠で示すように改正する。

改正後				改正前			
別表(第3条関係)				別表(第3条関係)			
1 略				1 略			
2 赤碕地区				2 赤碕地区			
(1) 町営住宅				(1) 町営住宅			
建設年度	団地名	所在地	戸数	建設年度	団地名	所在地	戸数
略				略			
昭和56年	みどり	琴浦町大字光36 8番地3外	10	昭和56年	みどり	琴浦町大字光36 8番地3外	10
				昭和63年	松ヶ丘	琴浦町大字松谷 564番地165	10
				平成元年	松ヶ丘	琴浦町大字松谷 564番地165	10
略				略			
(2) 略				(2) 略			

(琴浦町松ヶ丘集会所条例の一部改正)

第2条 琴浦町松ヶ丘集会所条例(平成22年琴浦町条例第15号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(設置)</p> <p>第1条 地域住民が一体となって自主的な地域活動を行うことにより、健全な地域社会の育成及び地域活性化に寄与するため、琴浦町松ヶ丘集会所(以下「集会所」という。)を設置する。</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 <u>町営住宅松ヶ丘団地の入居者及び当該地域周辺の住民</u>が一体となって自主的な地域活動を行うことにより、健全な地域社会の育成及び地域活性化に寄与するため、琴浦町松ヶ丘集会所(以下「集会所」という。)を設置する。</p>

附 則

この条例は、令和7年1月1日から施行する。

議案第122号

琴浦町立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償  
に関する条例の廃止について

別紙のとおり、琴浦町立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務  
災害補償に関する条例を廃止することについて、地方自治法(昭和22年法  
律第67号)第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和6年12月5日 提出

琴浦町長 福本まり子

令和6年 月 日

琴浦町議会議長 大平高志

令和6年琴浦町条例第 号

琴浦町立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例を廃止する条例

琴浦町立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例(平成16年琴浦町条例第87号)は、廃止する。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第129号

建設工事請負契約の締結について  
〔生涯学習センター地下駐車場消火設備改修工事〕

次のとおり、建設工事請負契約を締結することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

- 1 工 事 名 生涯学習センター地下駐車場消火設備改修工事
- 2 工 事 場 所 東伯郡琴浦町大字徳万266番地5
- 3 工事完成期限 令和7年7月25日
- 4 請 負 金 額 一金 52,580,000円（税込み）
- 5 契約の方法 制限付一般競争入札
- 6 契 約 者 住所 鳥取県鳥取市千代水四丁目93番地  
氏名 松谷ポンプ株式会社  
代表取締役 山下 竜一

令和6年12月5日 提 出

琴 浦 町 長 福 本 ま り 子

令和6年 月 日

琴浦町議会議長 大 平 高 志

## 議案第130号

### 財産の無償譲渡について

次のとおり財産を無償で譲渡することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

#### 1 財産の内容

	区分	所在	種類及び構造	面積(m <sup>2</sup> )
1	建物	琴浦町大字松谷字向山 564番地241	木造瓦葺き2階建	1階 86.59 2階 46.37
2	建物	琴浦町大字松谷字向山 564番地243	木造瓦葺き2階建	1階 86.59 2階 46.37

#### 2 相手方

1				
2				

#### 3 理由

上記相手方は、町営住宅松ヶ丘団地の入居者であり、耐用年数経過に伴う用途廃止にあたり、入居者との協議を行った結果、上記相手方より譲渡を受ける旨の申し出があったため、建物について無償で譲渡するものである。

令和6年12月5日 提出  
琴浦町長 福本まり子

令和6年 月 日  
琴浦町議会議長 大平高志

議案第131号

鳥取県町村総合事務組合格約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、別紙のとおり鳥取県町村総合事務組合で共同処理する事務を変更し、同組合格約を変更することについて、同法第290条の規定により、本議会の議決を求める。

令和6年12月5日 提出

琴浦町長 福本まり子

令和6年 月 日

琴浦町議会議長 大平高志

鳥取県町村総合事務組合同規約の一部を変更する規約

鳥取県町村総合事務組合同規約（平成29年4月1日告示第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表第2（第3条関係）		別表第2（第3条関係）	
共同処理する事務	組合町村	共同処理する事務	組合町村
1～5 略	略	1～5 略	略
<u>6 公立学校の学校医、学校歯科医及び薬剤師の公務災害補償に関する法律（昭和32年法律第143号）第2条に規定する学校医等の公務上の災害に対する補償に関する事務</u>	<u>岩美町、若桜町、智頭町、八頭町、三朝町、湯梨浜町、琴浦町、北栄町、日吉津村、大山町、南部町、伯耆町、日南町、日野町、江府町</u>		

附 則

この規約は、令和7年4月1日から施行する。